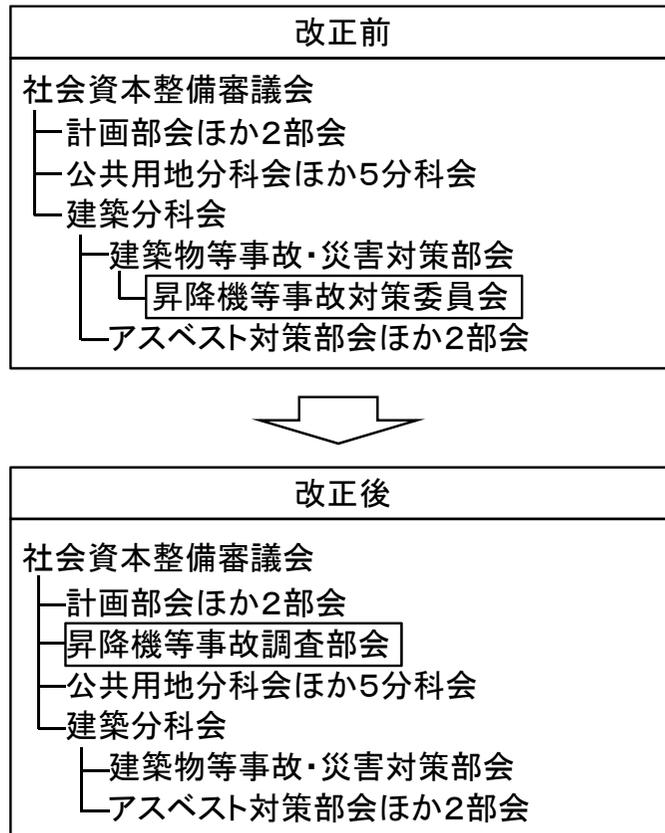


昇降機等事故調査部会の設置について

平成22年12月、社会資本整備審議会 建築分科会 建築物等事故・災害対策部会に置かれていた「昇降機等事故対策委員会」を廃止し、「昇降機等事故調査部会」として直接、社会資本整備審議会に設置。



趣 旨

平成21年2月、社会資本整備審議会に常設の昇降機等事故対策委員会を設置し、昇降機等の事故再発防止対策を検討する体制を整備したところであるが、次のような理由から、現在の委員会を審議会に置く部会として再整理。

- ① 建築基準法対象外の道路工作物や鉄道駅構内に設ける昇降機も調査対象とする
- ② 部会が承認した事故調査報告書を直接審議会の報告書とする
- ③ 事故調査報告書における意見を法律に基づく関係行政機関に対する意見として位置づける

所掌事務

設置する部会では、昇降機（建築物以外の施設に設けるものを含む。）及び遊戯施設等に係る

- ① 事故情報・不具合情報の分析
- ② 事故再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査
- ③ 事故再発防止対策等に係る調査・検討・意見具申

を実施。

なお、再発防止策を受けた技術基準の作成等については、昇降機を含め建築物に係る技術基準体系に精通していることが必要であり、引き続き、建築分科会で実施。